

独立行政法人農林水産消費安全技術センターの令和4事業年度評価結果の主要な反映状況

1. 役員人事への反映について

役員人事への反映	令和5年度においては、年度目標に定められた業務について、年度目標に沿った事業計画が順調に達成され、農林水産大臣による令和4年度の総合評価が「B」評価であったこと等を踏まえ、評価結果に基づく役員解任等は行わなかった。
----------	---

2. 役員報酬への反映について

役員報酬への反映	令和5年度においては、年度目標に定められた業務について、年度目標に沿った事業計画が順調に達成され、農林水産大臣による令和4年度の総合評価が「B」であったこと等を踏まえ、役員報酬の増減は行わなかった。 (参照：令和5年度分 独立行政法人農林水産消費安全技術センター（法人番号5030005001226）の役職員の報酬・給与等について)
----------	---

3. 法人の運営、予算への反映について  
 <令和4年事業年度評価>

評価項目	令和4事業年度評価における主な指摘事項	令和5及び令和6年度の運営、予算への反映状況
その他業務運営に関する重要事項	○ 個人情報の漏えいが2件発生したことは重大な問題である。既に法人において再発防止策を講じているが、再発防止策のフォローアップ等を適切に行い、今後は同様の事例が起らないように対策を徹底すること。 (参照：令和4年度評価書P87-88〈主務大臣評価〉欄)	【令和5年度】 公文書等の管理に関する法律(平成21年法律第66号)、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成13年法律第140号)及び個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)の目的等について、e-ラーニング及び研修資料を用いた自己学習により周知徹底した。 また、法人文書管理システムの導入に伴う法人文書の

		<p>適正な管理のため、法人文書管理規則等を改正した。</p> <p>なお、令和 5 年度において、個人情報に係る情報漏えい事案が 2 件発生したことから、農林水産省関係部局に報告した。2 件の概要については次のとおり。</p> <p>ア メール誤送信、受領書類の遺失による個人情報漏えいが発生</p> <p>(ア) 事業者 A へのメールを職員が別の事業者 B に誤送信した事案が発生した。</p> <p>(イ) 立会調査時に認証機関から提供された書類を職員が紛失した事案が発生した。</p> <p>(主な再発防止策)</p> <p>(ア) メール誤送信事案</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・メールを送信する際には共用アドレスを使用し、メール送信前にドラフトに一旦保管したメール案を複数名で確認する。 等</li></ul> <p>(イ) 受領書類の遺失事案</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・提供される情報は原則、電子ファイルとし、タブレットに保存して調査を実施する。 等</li></ul> <p>さらに再発防止策の有効性を検証するため、管理者によるフォローアップを行った。</p> <p>イ 令和 4 年度にとった再発防止の評価との関係性</p> <p>令和 4 年度に 2 件発生した情報漏えい事案（添付ファイルの誤り）との関係については再発防止策の実行により令和 5 年度においては同様（添付ファイルの誤り）の誤送信は発生しなかった。</p>
--	--	--

		<p>(参照：令和5年度評価書P88-89〈業務実績〉欄)</p> <p><b>【令和6年度】</b></p> <p>法人運営の透明性を確保するため、公文書等の管理に関する法律（平成21年法律第66号）、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）及び個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に基づき、法律の目的等について職員への周知徹底を行う。</p> <p>(参照：令和6年度事業計画P15)</p>
--	--	---